

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号  
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井 豊 外

5

## 意見書

（原告らの立証計画概要に対する被告ら意見書への反論）

2023年11月21日

10 富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

15 原告らは、2023年3月16日に立証計画の概要を示した。被告らはこれに対し、同年5月17日付の意見書を提出した。

本書面では、同意見書に対し、以下のとおり反論する。

### 1 「回復することができない損害の意義」の立証の必要性

#### 20 (1) 被告らの意見

被告らは、「回復することができない損害」の意義は裁判所見解が示したとおりであり、主張立証の必要性がないと述べる。

#### (2) 反論

25 しかし、「回復することができない損害」の意義は、本件訴訟の審理の対象と範囲（すなわち立証の対象と範囲）を画する重要問題である。

この問題が主張立証の範囲に含まれることは当然であり、現に裁判所も関心を持ち、専門家意見書（甲149）の提出を促している。

## 2 「事故発生時の損害の大きさ」の立証の必要性

### 5 (1) 被告らの意見

被告らは、本件原発での重大事故発生時の損害の大きさの立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

①被告らは、新規制基準に従って本件原発の再稼働の判断をすれば善管注意義務を果たしている。したがって、損害の大きさは、被告らの善管注意義務違反の有無との関連性がない。

②福島第一原発事故については、各種調査委員会報告書等を取り調べ済みである。したがって、同事故における損害の大きさは、取り調べの必要性がない。

### (2) ①への反論

この訴訟では、本件原発の稼働準備、稼働、事故等によって「回復することができない損害」が発生するおそれがあるかどうか争われている。損害の大きさは差し止めの要件事実であるから、事故が発生した場合にどの程度の損害が発生するかは、立証の中心課題である。

例えば、本件原発の事故によっても5000万円程度の損害しか発生しないならば、それは「回復することができない損害」にはあたらない。しかし、2兆円程度の損害が発生するなら、それは間違いなく（裁判所見解によっても）「回復することができない損害」に該当する。

したがって、事故が発生した場合にどの程度の損害が発生するかにつき、立証が尽くされなければならない。

### (3) ②への反論

福島第一原発事故により避難を余儀なくされた被害者は、故郷に帰れるのか、帰れるとしていつ帰れるのか、分からない。被害は現在も続いている。

廃炉作業は、いつ終わるのかもどのように終わるのかも、分からない。廃炉のためにいつまでどのくらいの費用がかかるのか分からない。

損害額は日々更新されている。福島第一原発事故により発生した損害の額は、最新の情報により立証されなければならない。

5

### 3 「原発事故の危険性（事故の可能性・地震）」の立証の必要性

#### (1) 被告の意見

被告らは、本件原発での重大事故発生の危険性の立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

10 ①取締役自らが新規制基準の内容に関わる科学的、技術的事項を判断することが求められるものではない。したがって、基準地震動策定の不合理性や重要度分類の不合理性の問題は、善管注意義務違反の有無とは関連性がない。

15 ②基準地震動策定の不合理性や重要度分類の不合理性については、原子力規制委員会の「考え方について」（乙15）や裁判例等多数の書証が取り調べ済みである。よって、証拠調べの必要性がない。

#### (2) ①への反論

ア まず、同一会社の取締役であっても、各取締役が負う善管注意義務の程度は、取締役の知識・経験・技術・能力等により異なる。例えば、技術畑を歩んできた従業員が取締役になった場合、当該取締役はその会社の技術に関する知識・経験を生かした経営への参画と助言が期待されているはずで、その  
20 ような知識・経験に応じ、他の取締役とは異なる注意を払わなければならない。

したがって、「取締役自らが新規制基準の内容に関わる科学的、技術的事項を判断することが求められるものではない」とする被告らの主張は、誤り  
25 である。

イ 次に、原発の安全性に関する知識・経験がない取締役であっても、本件原発の再稼働を決める際には、少なくとも、志賀原発には重大事故の危険性がないのか、新規制基準に従えば危険性がないと言えるのかといった事項について、専門家に意見を求め（その際には稼働に消極的な専門家の意見もきき  
5 または参考とし）、取締役会で議論し、判断する注意義務がある。なぜなら、万が一重大事故が発生すれば回復することができない深刻な損害を北陸電力に与えてしまうし、新規制基準の合理性に疑問を呈する専門家意見や裁判例がいくつもあるからである。

そして、再稼働に積極的な専門家の意見に十分な根拠がなかったり不合理  
10 であつたりすれば、再稼働することを判断した被告らに善管注意義務違反があつたことが強く疑われる。その場合、被告らがなぜそのような判断をしたのか、判断の過程を振り返り、善管注意義務違反がなかったかどうかを検証しなければならない。

基準地震動策定の不合理性や重要度分類の不合理性の問題は、被告らがど  
15 のような専門家意見に基づいて新規制基準にそれらの不合理性がない（新規制基準に従えばよい）と判断したのかに関わる問題である。よって、それらの問題は善管注意義務違反の有無と密接に関連するため、その立証は本件の審理に不可欠である。

### (3) ②への反論

20 裁判例は、その裁判に提出された証拠に基づく当事者の主張に対し裁判所が応答した判断である。裁判例自体からは、どのような証拠に基づきどのような主張がなされたかが十分に分からない。原告らは、原発の差し止めを認めなかつた裁判例に対し、その裁判例の判断のどこに誤解があつたのか、どこが誤りなのかを立証する必要がある。

25 また、原子力規制委員会の「考え方」に対しても、それを批判する専門家の意見があるため、やはり十分な立証が必要である。

#### 4 「原発事故の危険性（損害の大きさ・避難計画の不備）」の立証の必要性

##### (1) 被告らの意見

被告らは、本件原発の重大事故発生時における避難計画の不備の立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

①被告らと補助参加人は、原子力災害対策特別措置法3条の責務を履行している。原告は、避難を要する重大事故発生 of 具体的な機序を主張立証していない。したがって、原子力災害対策に関する事項は善管注意義務違反の有無と関連性がない。

②本件原発の原子力災害対策は、多数の書証が取り調べ済みである。したがって、これ以上の証拠の取り調べの必要性がない。

##### (2) ①への反論

避難計画に不備があり、住民が逃げられなかったり逃げ遅れたりすると、原発事故による被害が増大する。場合によっては、多数の住民の命と健康が害されることもある。よって、避難計画に不備があるかどうか、どのような不備があるかは、「回復することができない損害」が発生するかどうかに関結する問題である。

よって、被告らには、避難計画に不備がないかどうか、事故によりどの程度の被害が発生するかを検討する（専門家に検討させる）義務を負う。

##### (3) ②への反論

本件原発の近隣市町村、石川県、富山県の避難計画のどこに不備があり、その不備によりどの程度の被害が予想されるかについては、さらなる立証が必要である。

#### 5 「被告らによる安全対策検討の不十分」の立証の必要性

##### (1) 被告らの意見

被告らは、被告らによる安全対策の検討が不十分であることの立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

①取締役自らが新規制基準の内容に関わる科学的、技術的事項を判断することが求められるものではない。したがって、被告らによる安全対策の検討が十分であったかどうかは、善管注意義務違反の有無とは関連性がない。

②安全対策の内容は、設置変更許可請書や適合性審査資料等の書証で取り調べ済みである。よって、証拠調べの必要性がない。

## (2) ①への反論

ア 上記3(2)アのとおり、各取締役が負う善管注意義務の程度は、取締役の知識・経験・技術・能力等により異なるため、「取締役自らが新規制基準の内容に関わる科学的、技術的事項を判断することが求められるものではない」とする被告らの主張は、誤りである。

イ 同イのとおり、原発の安全性に関する知識・経験がない取締役であっても、本件原発の再稼働を決める際には、少なくとも、志賀原発には重大事故の危険性がないのか、新規制基準に従えば危険性がないと言えるのかといった事項について、専門家に意見を求め（その際には稼働に消極的な専門家の意見もききまたは参考とし）、取締役会で議論し、判断する注意義務がある。

そこで、そのような専門家意見等の資料に基づき取締役会で議論がなされたのかどうか、どのような議論がなされたのかにかかる立証は、被告らが善管注意義務を尽くしたかどうかを判断するために不可欠である。

## (3) ②への反論

上記(2)イの立証にかかる証拠はまだ法廷に提出されていない。それを立証する最も直接的かつ適切な証拠は、北陸電力の取締役会議事録である。

## 6 「本件原発の稼働コスト」の立証の必要性

### (1) 被告らの意見

被告らは、本件原発の稼働コスト（コストの大きさ、コスト検討の不十分）の立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

①どの電源にどの程度投資することが妥当かは、経営方針の妥当性の問題であり、違法性の問題たり得ない。したがって、善管注意義務違反の有無とは関連性がない。

②本件原発のコストは、エネルギー基本計画、有価証券報告書、統合報告書、大島意見書等で取り調べ済みである。したがって、証拠調べの必要性がない。

## (2) ①への反論

本件原発を稼働させることにより将来にわたってコストが莫大にかかり、それが回収できなければ、「回復することができない損害」が発生する。したがって、将来の莫大なコストの有無及びその額は、善管注意義務違反の有無に直接的に関連する。

## (3) ②への反論

被告らが提出した証拠では本件原発のコストが正しく算定されないからこそ、原告らは大島意見書を提出した。同意見書を正しく理解するため、大島教授に直接説明してもらう必要がある。

## 7 「被告らの態度」の立証の必要性

### (1) 被告らの意見

被告らは、被告らの態度（本件原発の危険性、コスト等に対する被告らのこれまでの言動）の立証について、大要、以下①及び②のとおり述べる。

①安全対策の内容やコストは、多数の証拠で取り調べ済みである。したがって、証拠調べの必要性がない。

②原告らは法廷で意見陳述をし、原告らが法廷で意見を述べたいとの希望は満たされた。したがって、原告本人の証拠調べの必要性はない。

### (2) ①及び②への反論

原告らが計画している立証は、「原告が意見を述べたい」という希望の問題ではない。

被告らはこれまで、株主総会その他の場において、本件原発の事故の危険性やコストの大きさに関する原告ら株主の質問に対し、まともな説明を  
5 できなかった。そのような被告らの態度は、被告らが事故の危険性やコストの大きさを十分に検討しなかったこと、すなわち善管注意義務を尽くさなかったことを裏付ける。

被告らがまともな説明をできなかったことを身をもって体験した原告らの供述を聞くことは、本件の審理に不可欠である。

10

以 上